

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例案要綱

1 改正の理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）による地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年滋賀県条例第 8 号）ほか 11 条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 次の条例について、地方公務員法の一部改正に伴う条項の移動による必要な規定の整理を行うこととします。（第 1 条関係）

- ア 滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- イ 滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 15 年滋賀県条例第 9 号）
- ウ 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成 6 年滋賀県条例第 49 号）
- エ 滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和 32 年滋賀県条例第 27 号）
- オ 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和 33 年滋賀県条例第 20 号）
- カ 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和 32 年滋賀県条例第 28 号）
- キ 滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和 46 年滋賀県条例第 57 号）
- ク 滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和 33 年滋賀県条例第 24 号）

(2) 滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年滋賀県条例第 1 号）の一部改正（第 2 条関係）

任命権者が知事に報告する事項に、人事評価の状況および退職管理の状況を追加することとします。

(3) 滋賀県職員等の給与に関する条例および滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正（第 3 条、第 7 条関係）

ア 職員の昇給について、人事委員会規則で定める日以前 1 年間における勤務成績に応じて、行うこととします。

イ 職員の勤勉手当について、6 月 1 日または 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）以前における直近の人事評価の結果および基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、支給することとします。

ウ 職務給原則の徹底を図るため、級別標準職務表について、必要な規定の整備を行う

こととします。

(4) 滋賀県職員の分限に関する条例（昭和 31 年滋賀県条例第 31 号）の一部改正（第 4 条関係）

降給の種類を降格および降号とし、職員の意に反して降格および降号することができる場合の理由ならびに降給をする場合の手続について、新たに定めることとします。

(5) 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成 17 年滋賀県条例第 112 号）の一部改正（第 5 条関係）

病院事業に従事する企業職員の勤勉手当について、基準日以前における直近の人事評価の結果および基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、支給することとします。

(6) 滋賀県市町立学校の県費負担教職員の分限および懲戒に関する条例（昭和 31 年条例第 55 号）の一部改正（第 6 条関係）

市町立学校の県費負担教職員の降給の手続および効果について、県立学校職員の例によることとします。

(7) その他

ア この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとします。ただし、(3)イおよび(5)は、平成 28 年 12 月 1 日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を規定することとします。

ウ 関係条例について、必要な改正を行うこととします。

エ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項および第2項、第4条、第5条、第6条第2項ならびに第7条第1項および第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第6項</u> 、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条ならびに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、一般職の職員について、任期を定めた採用および任期を定めて採用された職員の給与の特例に關し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項および第2項、第4条、第5条、第6条第2項ならびに第7条第1項および第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第5項</u> 、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条ならびに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、一般職の職員について、任期を定めた採用および任期を定めて採用された職員の給与の特例に關し必要な事項を定めるものとする。
第2条以下 省略	第2条以下 省略

滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号。以下「法」という。）第2条第3号、第3条第1項、第5条第1項および第6条、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第6項</u> ならびに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、公設試験研究機関（法第2条第1号に規定する公設試験研究機関をいう。以下同じ。）の研究業務（法第2条第2号に規定する研究業務をいう。以下同じ。）に従事する職員について、任期を定めた採用ならびに任期を定めて採用された職員の給与の特例および裁量による勤務に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号。以下「法」という。）第2条第3号、第3条第1項、第5条第1項および第6条、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第5項</u> ならびに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、公設試験研究機関（法第2条第1号に規定する公設試験研究機関をいう。以下同じ。）の研究業務（法第2条第2号に規定する研究業務をいう。以下同じ。）に従事する職員について、任期を定めた採用ならびに任期を定めて採用された職員の給与の特例および裁量による勤務に関し必要な事項を定めるものとする。
第2条以下 省略	第2条以下 省略

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第6項</u> の規定に基づき、職員（警察法（昭和29年法律第162号）第55条第1項の職員ならびに教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項の教育公務員（社会教育主事を除く。）および教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第10条第2項の職員を除く。以下同じ。）の勤務時間、休日および休暇に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第5項</u> の規定に基づき、職員（警察法（昭和29年法律第162号）第55条第1項の職員ならびに教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項の教育公務員（社会教育主事を除く。）および教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第10条第2項の職員を除く。以下同じ。）の勤務時間、休日および休暇に関し必要な事項を定めるものとする。
第2条以下 省略	第2条以下 省略

滋賀県職員等の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>、 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42 条、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第3条および 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第 5項の規定に基づき、滋賀県一般職の職員（教育公務員特例法（昭和24 年法律第1号）第2条第1項の教育公務員（社会教育主事を除く。）お よび教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第10条第2項の職 員ならびに地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される者 (企業職員を除く。以下「技能労務職員」という。)を除く。）ならび に市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する学校栄養職員および事 務職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項ならびに技能労務 職員の給与の種類および基準に関する事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>、 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42 条、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第3条および 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第 5項の規定に基づき、滋賀県一般職の職員（教育公務員特例法（昭和24 年法律第1号）第2条第1項の教育公務員（社会教育主事を除く。）お よび教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第10条第2項の職 員ならびに地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される者 (企業職員を除く。以下「技能労務職員」という。)を除く。）ならび に市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する学校栄養職員および事 務職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項ならびに技能労務 職員の給与の種類および基準に関する事項を定めるものとする。</p>
第2条以下 省略	第2条以下 省略

滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第6項</u> 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第5項</u> および地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、職員の勤務時間、休日および休暇に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第5項</u> および地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、職員の勤務時間、休日および休暇に関し必要な事項を定めるものとする。
第2条以下 省略	第2条以下 省略

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項、 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42 条および市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第3条の 規定に基き、県立学校職員および市町村立学校職員給与負担法第1条に 規定する職員（学校栄養職員および事務職員を除く。）の給与に関する 事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42 条および市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第3条の 規定に基き、県立学校職員および市町村立学校職員給与負担法第1条に 規定する職員（学校栄養職員および事務職員を除く。）の給与に関する 事項を定めるものとする。
第2条以下 省略	第2条以下 省略

滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条ならびに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条および第6条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員（市町立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する者を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条ならびに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条および第6条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員（市町立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する者を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。
第2条以下 省略	第2条以下 省略

滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第6項</u> および警察法（昭和29年法律第162号）第56条第2項の規定に基づき、滋賀県地方警察職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休日および休暇に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第5項</u> および警察法（昭和29年法律第162号）第56条第2項の規定に基づき、滋賀県地方警察職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休日および休暇に関し必要な事項を定めるものとする。
第2条以下 省略	第2条以下 省略

滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
第1条 省略	第1条 省略
(任命権者の報告)	(任命権者の報告)
第2条 任命権者は、毎年7月31日までに、知事に対し、職員（臨時に任用された職員および非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる人事行政の運営の状況を報告しなければならない。	第2条 任命権者は、毎年7月31日までに、知事に対し、職員（臨時に任用された職員および非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる人事行政の運営の状況を報告しなければならない。
(1) 採用、退職および昇任ならびに職員数の状況	(1) 採用、退職および昇任ならびに職員数の状況
(2) 給与、休暇および休業に関する状況	(2) <u>人事評価</u> の状況
(3) 分限および懲戒処分の状況	(3) 給与、休暇および休業に関する状況
(4) 人材育成に関する状況	(4) 分限および懲戒処分の状況
(5) 福利厚生に関する状況	(5) <u>退職管理</u> の状況
(6) その他知事が必要と認める事項	(6) 人材育成に関する状況
(7) 福利厚生に関する状況	(7) 福利厚生に関する状況
(8) その他知事が必要と認める事項	(8) その他知事が必要と認める事項
第3条以下 省略	第3条以下 省略

滋賀県職員等の給与に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
第1条～第4条の2 省略 (昇給の基準) 第5条 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。	第1条～第4条の2 省略 (昇給の基準) 第5条 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会規則で定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
2 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号給数は、 <u>同項</u> に規定する期間の全部を良好な成績で <u>勤務した</u> 職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、3号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。	2 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号給数は、 <u>前項前段</u> に規定する期間の全部を良好な成績で <u>勤務し</u> 、かつ、 <u>同項後段の規定の適用を受けない</u> 職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、3号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。
3 55歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳）に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）の末日を超えて在職する職員の昇給は、 <u>第1項</u> に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。	3 55歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳）に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）の末日を超えて在職する職員の昇給は、 <u>第1項前段</u> に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、 <u>同項後段の規定の適用を受けない</u> 場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。
4～6 省略	4～6 省略
第6条～第20条の3 省略	第6条～第20条の3 省略

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この条においてこれらを「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、または死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2～5 省略

第22条以下 省略

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この条においてこれらを「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果および基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、または死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2～5 省略

第22条以下 省略

旧

別表第6（第3条関係）

級別標準職務表

1 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	主事または技師の職務
2級	(1) 主任主事または主任技師の職務 (2) 相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う主事または技師の職務
3級	(1) <u>本庁の副主幹</u> または主査の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う主任主事または主任技師の職務
4級	(1) <u>本庁の主幹</u> の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う <u>本庁の副主幹</u> または主査の職務
5級	(1) <u>本庁の課長補佐</u> の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う <u>本庁の主幹</u> の職務
6級	(1) <u>本庁の参事</u> の職務 (2) 困難な業務を行う <u>本庁の課長補佐</u> の職務
7級	本庁の課長の職務
8級	本庁の部次長の職務
9級	本庁の部長の職務

注 省略

2 警察職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	巡査たる係員の職務

新

別表第6（第3条関係）

級別標準職務表

1 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	主事または技師の職務
2級	(1) 主任主事または主任技師の職務 (2) 相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う主事または技師の職務
3級	(1) <u>係長</u> または主査の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う主任主事または主任技師の職務
4級	(1) <u>主幹</u> の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う <u>係長</u> または主査の職務
5級	(1) 課長補佐の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う主幹の職務
6級	(1) 参事の職務 (2) 困難な業務を行う課長補佐の職務
7級	本庁の課長の職務
8級	本庁の部次長の職務
9級	本庁の部長の職務

注 省略

2 警察職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	巡査たる係員の職務

2級	(1) 巡査長たる係員の職務 (2) 相当困難な業務または相当高度の知識経験を必要とする業務を行う巡査たる係員の職務
3級	(1) 主任の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う巡査長たる係員の職務
4級	(1) 係長または主査の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う主任の職務
5級	(1) 警察本部の課長補佐の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う係長の職務
6級	(1) 警察本部の次席の職務 (2) 困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務
7級	警察本部の課長または管理官の職務
8級	困難な業務を行う警察本部の課長（人事委員会規則で定めるものに限る。）の職務
9級	警察本部の部長または参事官の職務

3 研究職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	試験研究機関の技師（人事委員会規則で定めるものに限る。）の職務
2級	(1) 試験研究機関の <u>主任主査</u> または主査の職務 (2) 試験研究機関の主任技師または技師の職務
3級	(1) 試験研究機関の専門員の職務

2級	(1) 巡査長たる係員の職務 (2) 相当困難な業務または相当高度の知識経験を必要とする業務を行う巡査たる係員の職務
3級	(1) 主任の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う巡査長たる係員の職務
4級	(1) 係長または主査の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う主任の職務
5級	(1) 警察本部の課長補佐の職務 (2) 専門官の職務 (3) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う係長の職務
6級	(1) 警察本部の次席の職務 (2) 警察本部の困難な業務を行う課長補佐の職務 (3) 困難な業務を行う専門官の職務
7級	(1) 警察本部の課長または管理官の職務 (2) 警察本部の困難な業務を行う次席の職務
8級	警察本部の困難な業務を行う課長（人事委員会規則で定めるものに限る。）の職務
9級	警察本部の部長または参事官の職務

3 研究職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	試験研究機関の技師（人事委員会規則で定めるものに限る。）の職務
2級	(1) 試験研究機関の <u>係長</u> または主査の職務 (2) 試験研究機関の主任技師または技師の職務
3級	(1) 試験研究機関の専門員の職務

	(2) <u>高度の知識経験に基づき困難な業務を行う試験研究機関の主任主査または主査の職務</u> (3) <u>高度の知識経験に基づき困難な業務を行う試験研究機関の主任技師または技師の職務</u>
4級	(1) 試験研究機関の長の職務 (2) 試験研究機関の部長の職務 (3) <u>極めて高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う試験研究機関の専門員の職務</u>
5級	大規模試験研究機関の長（人事委員会規則で定めるものに限る。）の職務

4 医療職給料表級別標準職務表

ア 医療職給料表(1)級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	主任技師または技師の職務
2級	(1) 保健所の <u>副主幹</u> または主査の職務 (2) 相当高度の知識経験に基づき困難な業務を行う主任技師または技師の職務
3級	(1) 保健所の長または <u>課長</u> の職務 (2) 保健所の <u>課長補佐</u> または主幹の職務 (3) <u>高度の知識経験に基づき困難な業務を行う保健所の副主幹</u> または主査の職務
4級	<u>極めて高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う保健所の長</u> または課長の職務

イ 医療職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	技師（人事委員会規則で定めるものに限る。）の職務
2級	技師の職務

	(2) <u>試験研究機関の高度の知識経験に基づき困難な業務を行う係長</u> または主査の職務 (3) <u>試験研究機関の高度の知識経験に基づき困難な業務を行う主任技師</u> または技師の職務
4級	(1) 試験研究機関の長の職務 (2) 試験研究機関の部長の職務 (3) <u>試験研究機関の極めて高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う専門員</u> の職務
5級	試験研究機関の <u>極めて高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う長</u> の職務

4 医療職給料表級別標準職務表

ア 医療職給料表(1)級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	主任技師または技師の職務
2級	(1) 保健所の <u>係長</u> または主査の職務 (2) 相当高度の知識経験に基づき困難な業務を行う主任技師または技師の職務
3級	(1) 保健所の長または <u>参事</u> の職務 (2) 保健所の <u>副参事</u> または主幹の職務 (3) 保健所の <u>高度の知識経験に基づき困難な業務を行う係長</u> または主査の職務
4級	<u>保健所の極めて高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う長</u> または参事の職務

イ 医療職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	技師（人事委員会規則で定めるものに限る。）の職務
2級	技師の職務

3級	(1) 主査または主任技師の職務 (2) 相当困難な業務を行う技師の職務
4級	(1) 保健所または家畜保健衛生所の副主幹の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う主査または主任技師の職務
5級	(1) 保健所の課長または家畜保健衛生所の次長の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う保健所または家畜保健衛生所の副主幹の職務
6級	(1) 家畜保健衛生所の長（人事委員会規則で定めるものを除く。）の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う保健所の課長または家畜保健衛生所の次長の職務
7級	大規模家畜保健衛生所の長（人事委員会規則で定めるものに限る。）の職務

ウ 医療職給料表(3)級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	准看護師の職務
2級	(1) 保健師の職務 (2) 看護師の職務
3級	(1) 主任保健師の職務 (2) 主任看護師の職務 (3) 相当困難な業務または相当高度の知識経験を必要とする業務を行う保健師の職務 (4) 相当困難な業務または相当高度の知識経験を必要とす

3級	(1) 主査または主任技師の職務 (2) 相当困難な業務を行う技師の職務
4級	(1) 係長の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う主査または主任技師の職務
5級	(1) 課長補佐または主幹の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う係長の職務
6級	(1) 参事の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う課長補佐または主幹の職務 (3) 家畜保健衛生所の長の職務 (4) 保健所または家畜保健衛生所の次長の職務
7級	家畜保健衛生所の困難な業務を行う長の職務

ウ 医療職給料表(3)級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	准看護師の職務
2級	(1) 保健師の職務 (2) 看護師の職務
3級	(1) 主任保健師の職務 (2) 主任看護師の職務 (3) 相当困難な業務または相当高度の知識経験を必要とする業務を行う保健師の職務 (4) 相当困難な業務または相当高度の知識経験を必要とす

る業務を行う看護師の職務	
4級	(1) <u>保健所の副主幹または主査の職務</u> (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う <u>主任保健師の職務</u> (3) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う <u>主任看護師の職務</u>
5級	(1) <u>保健所の課長補佐または主幹の職務</u> (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う <u>保健所の副主幹または主査の職務</u>
6級	(1) <u>保健所の課長の職務</u> (2) 特に困難な業務または極めて高度の知識経験を必要とする業務を行う <u>保健所の課長補佐または主幹の職務</u>

福祉職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	児童指導員または保育士の職務
2級	(1) 児童福祉施設の主査の職務 (2) 相当困難な業務または相当高度の知識経験を必要とする業務を行う児童指導員または保育士の職務
3級	(1) 児童福祉施設の <u>主任主査</u> の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う児童福祉施設の <u>主査</u> の職務
4級	(1) 児童福祉施設の次長または専門員の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う児童福祉施設の <u>主任主査</u> の職務
5級	(1) 児童福祉施設の長（人事委員会規則で定めるものを除く。）の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う児童福祉施設の次長または専門員の職務

る業務を行う看護師の職務	
4級	(1) <u>係長または主査の職務</u> (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う <u>主任保健師の職務</u> (3) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う <u>主任看護師の職務</u>
5級	(1) <u>課長補佐または主幹の職務</u> (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う <u>係長または主査の職務</u>
6級	(1) <u>保健所の主席参事または参事の職務</u> (2) 特に困難な業務または極めて高度の知識経験を必要とする業務を行う <u>課長補佐または主幹の職務</u>

5 福祉職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	児童指導員または保育士の職務
2級	(1) 児童福祉施設の主査の職務 (2) 相当困難な業務または相当高度の知識経験を必要とする業務を行う児童指導員または保育士の職務
3級	(1) 児童福祉施設の <u>係長</u> の職務 (2) 児童福祉施設の困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う <u>主査</u> の職務
4級	(1) 児童福祉施設の次長、主任専門員または専門員の職務 (2) 児童福祉施設の困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う <u>係長</u> の職務
5級	(1) 児童福祉施設の長の職務 (2) 児童福祉施設の困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う次長、主任専門員または専門員の職

6級	大規模な児童福祉施設の長（人事委員会規則で定めるものに限る。）の職務
----	------------------------------------

6級	務 児童福祉施設の困難な業務を行う長の職務
----	--------------------------

滋賀県職員の分限に関する条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第5条第1項、第27条第2項ならびに第28条第3項および第4項の規定に基づき、職員の意に反する休職の理由、職員の意に反する降任、免職および休職の手続および効果ならびに職員の失職の例外に関し定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第5条第1項、第27条第2項ならびに第28条第3項および第4項の規定に基づき、職員の意に反する休職 <u>および</u> 降給の理由、職員の意に反する降任、免職、 <u>休職および</u> 降給の手続および効果ならびに職員の失職の例外に関し定めるものとする。
(追加)	<u>(降給の種類)</u> 第2条 降給の種類は、降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）および降号（職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。
第2条 省略	第3条 省略
	<u>(降格の理由)</u> 第4条 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、その意に反して、職員を降格することができる。 (1) 人事評価または勤務の状況を示す事実に照らして勤務実績が良くないと認められる場合であつて、人事委員会規則で定める要件に該当するとき。 (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないことが明らかな場合 (3) 前2号に規定する場合のほか、その職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を欠くと認められる場合であつて、人事委員会規則で定める要件に該当するとき。 <u>(降号の理由)</u>

(降任免職および休職の手続)

第3条 任命権者は、法第28条第1項第2号に該当するものとして職員を降任し、もしくは免職する場合または同条第2項第1号に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任、免職または休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第4条 法第28条第2項第1号に該当する場合における休職の期間は、休養を要する程度に応じ、第2条第1項各号のいずれかに該当する場合における休職の期間は、必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、任命権者が定める。

2 第2条第2項の規定による休職の期間は、定員に欠員が生ずるまでの間とする。この場合において、欠員の数が同条同項の規定による休職者の数より少いときは、いずれの休職者について欠員を生じたものとするかは、任命権者が定めるものとする。

3 および4 省略

第5条および第6条 省略

(人事委員会規則への委任)

第5条 任命権者は、職員の人事評価または勤務の状況を示す事実に照らして勤務実績が良くないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であつて、人事委員会規則で定める要件に該当する場合において必要があると認めるときは、その意に反して、当該職員を降号することができる。

(降任等の手続)

第6条 任命権者は、法第28条第1項第2号に該当するものとして職員を降任し、もしくは免職する場合、同条第2項第1号に該当するものとして職員を休職する場合または第4条第2号に該当するものとして職員を降格する場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任、免職、休職または降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第7条 法第28条第2項第1号に該当する場合における休職の期間は、休養を要する程度に応じ、第3条第1項各号のいずれかに該当する場合における休職の期間は、必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、任命権者が定める。

2 第3条第2項の規定による休職の期間は、定員に欠員が生ずるまでの間とする。この場合において、欠員の数が同条同項の規定による休職者の数より少ないときは、いずれの休職者について欠員を生じたものとするかは、任命権者が定めるものとする。

3 および4 省略

第8条および第9条 省略

(人事委員会規則への委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、
人事委員会規則で定める。

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新
<p>第1条～第18条 省略 (勤勉手当)</p> <p>第19条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この条においてこれら の日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以 前6箇月以内の期間における<u>その者の勤務成績</u>に応じて支給する。基準日 前1箇月以内に退職し、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同 法第28条第4項の規定により失職し、または死亡した職員（病院事業庁長 が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>	<p>第1条～第18条 省略 (勤勉手当)</p> <p>第19条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この条においてこれら の日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、<u>その者</u> <u>基準日以前における直近の人事評価の結果</u>および基準日以前6箇月以内の 期間における<u>勤務の状況</u>に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職し、 もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定に より失職し、または死亡した職員（病院事業庁長が定める職員を除く。） についても、同様とする。</p>
2 省略	2 省略
以下 省略	以下 省略

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の分限および懲戒に関する条例新旧対照表（第6条関係）

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43条第3項の規定に基き、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の意に反する休職の理由ならびに県費負担教職員の意に反する降任、免職<u>および休職</u>ならびに懲戒の手続および効果に関し定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43条第3項の規定に基づき、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の意に反する休職<u>および降給</u>の理由ならびに県費負担教職員の意に反する降任、免職、<u>休職および降給</u>ならびに懲戒の手続および効果に関し定めるものとする。</p>
<p>(県立学校職員の例)</p> <p>第2条 県費負担教職員の休職の理由ならびに県費負担教職員の意に反する降任、免職<u>および休職</u>ならびに懲戒の手続および効果は県立学校職員の例による。</p>	<p>(県立学校職員の例)</p> <p>第2条 県費負担教職員の休職<u>および降給</u>の理由ならびに県費負担教職員の意に反する降任、免職、<u>休職および降給</u>ならびに懲戒の手続および効果は県立学校職員の例による。</p>

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例新旧対照表（第7条関係）

旧	新
第1条～第6条 省略 (昇給の基準) 第7条 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。	第1条～第6条 省略 (昇給の基準) 第7条 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会規則で定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
2 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号給数は、 <u>同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（その職務の級が4級である職員にあっては、3号給）</u> とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。	2 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号給数は、 <u>前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（その職務の級が4級である職員にあっては、3号給）</u> とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。
3 55歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）の末日を超えて在職する職員の昇給は、 <u>第1項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</u>	3 55歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）の末日を超えて在職する職員の昇給は、 <u>第1項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</u>
4～6 省略	4～6 省略
第8条～第17条 省略 (勤勉手当) 第18条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この条においてこれら	第8条～第17条 省略 (勤勉手当) 第18条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この条においてこれら

の日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、または死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2~5 省略

第19条以下 省略

の日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果および基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、または死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2~5 省略

第19条以下 省略

旧		新	
別表第3（第4条関係） 級別標準職務表		別表第3（第4条関係） 級別標準職務表	
1 高等学校等教育職給料表級別標準職務表		1 高等学校等教育職給料表級別標準職務表	
職務の級	標準職務	職務の級	標準職務
1級	高等学校または特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手または寄宿舎指導員の職務	1級	高等学校または特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手または寄宿舎指導員の職務
2級	高等学校または特別支援学校の教諭、養護教諭または栄養教諭の職務	2級	(1) 高等学校または特別支援学校の教諭、養護教諭または栄養教諭の職務 (2) 高等学校または特別支援学校の講師（人事委員会規則で定めるものに限る。）の職務 (3) 高等学校または特別支援学校の相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う実習助手または寄宿舎指導員の職務
特2級	高等学校または特別支援学校の主幹教諭または指導教諭の職務	特2級	高等学校または特別支援学校の主幹教諭または指導教諭の職務
3級	高等学校または特別支援学校の副校長または教頭の職務	3級	高等学校または特別支援学校の副校長または教頭の職務
4級	高等学校または特別支援学校の校長の職務	4級	高等学校または特別支援学校の校長の職務
2 小学校および中学校等教育職給料表級別標準職務表		2 小学校および中学校等教育職給料表級別標準職務表	
職務の級	標準職務	職務の級	標準職務
1級	小学校または中学校の講師、助教諭または養護助教諭の職務	1級	小学校または中学校の講師、助教諭または養護助教諭の職務
2級	小学校または中学校の教諭、養護教諭または栄養教諭の職務	2級	(1) 小学校または中学校の教諭、養護教諭または栄養教諭の職務 (2) 小学校または中学校の講師（人事委員会規則で定めるものに限る。）の職務
特2級	小学校または中学校の主幹教諭または指導教諭の職務	特2級	小学校または中学校の主幹教諭または指導教諭の職務
3級	小学校または中学校の副校長または教頭の職務	3級	小学校または中学校の副校長または教頭の職務

4級 小学校または中学校の校長の職務

4級 小学校または中学校の校長の職務

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例新旧対照表（付則関係）

旧	新
第1条 省略 (職員の派遣)	第1条 省略 (職員の派遣)
第2条 省略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(4) 省略 (5) 地方公務員法第28条第2項もしくは滋賀県職員の分限に関する条例 (昭和31年滋賀県条例第31号。以下「分限条例」という。) 第2条第1項 (滋賀県市町立学校の県費負担教職員の分限および懲戒に関する条例 (昭和31年滋賀県条例第55号)) 第2条において例による場合を含む。以下同じ。) の規定により休職にされ、または同法第29条第1項の規定により停職にされている職員その他の法律または条例の特別の定めに基づき同法第35条の規定による職務に専念する義務を免除されている職員	第2条 省略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(4) 省略 (5) 地方公務員法第28条第2項もしくは滋賀県職員の分限に関する条例 (昭和31年滋賀県条例第31号。以下「分限条例」という。) 第3条第1項 (滋賀県市町立学校の県費負担教職員の分限および懲戒に関する条例 (昭和31年滋賀県条例第55号)) 第2条において例による場合を含む。以下同じ。) の規定により休職にされ、または同法第29条第1項の規定により停職にされている職員その他の法律または条例の特別の定めに基づき同法第35条の規定による職務に専念する義務を免除されている職員
第3条以下 省略	第3条以下 省略

滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表（付則関係）

旧	新
第1条 省略 (職員の派遣)	第1条 省略 (職員の派遣)
第2条 省略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(4) 省略 (5) 地方公務員法第28条第2項もしくは滋賀県職員の分限に関する条例 (昭和31年滋賀県条例第31号) 第2条第1項 (滋賀県市町立学校の県費負担教職員の分限および懲戒に関する条例 (昭和31年滋賀県条例第55号) 第2条において例による場合を含む。) の規定により休職にされ、または同法第29条第1項の規定により停職にされている職員その他の法律または条例の特別の定めに基づき同法第35条の規定による職務に専念する義務を免除されている職員	第2条 省略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(4) 省略 (5) 地方公務員法第28条第2項もしくは滋賀県職員の分限に関する条例 (昭和31年滋賀県条例第31号) 第3条第1項 (滋賀県市町立学校の県費負担教職員の分限および懲戒に関する条例 (昭和31年滋賀県条例第55号) 第2条において例による場合を含む。) の規定により休職にされ、または同法第29条第1項の規定により停職にされている職員その他の法律または条例の特別の定めに基づき同法第35条の規定による職務に専念する義務を免除されている職員
3 省略	3 省略
第3条以下 省略	第3条以下 省略

滋賀県職員等の給与に関する条例新旧対照表（付則関係）

旧	新
第1条～第25条 省略 (休職者の給与)	第1条～第25条 省略 (休職者の給与)
第26条 省略 2～4 省略 5 職員が滋賀県職員の分限に関する条例（昭和31年9月滋賀県条例第31号） 第2条の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、人事委員会規則の定めるところに従い、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の100以内の額を支給することができる。 6～8 省略	第26条 省略 2～4 省略 5 職員が滋賀県職員の分限に関する条例（昭和31年9月滋賀県条例第31号） 第3条の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、人事委員会規則の定めるところに従い、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の100以内の額を支給することができる。 6～8 省略
第27条以下 省略	第27条以下 省略

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（付則関係）

旧	新
第1条～第22条 省略	第1条～第22条 省略
(休職者の給与)	(休職者の給与)
第23条 省略	第23条 省略
2および3 省略	2および3 省略
4 職員が滋賀県職員の分限に関する条例（昭和31年9月滋賀県条例第31号） または滋賀県市町立学校の県費負担教職員の分限および懲戒に関する条例 (昭和31年12月滋賀県条例第55号) 第2条の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、人事委員会規則の定めるところに従い、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。	4 職員が滋賀県職員の分限に関する条例（昭和31年滋賀県条例第31号）第 3条または滋賀県市町立学校の県費負担教職員の分限および懲戒に関する 条例（昭和31年滋賀県条例第55号）第2条の規定により休職にされたときは、 その休職の期間中、人事委員会規則の定めるところに従い、これに給 料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の100 以内を支給することができる。
5～7 省略	5～7 省略
③第24条以下 省略	第24条以下 省略